

# 固定系地域バンドを使用する無線局 (2.5GHz帯地域WiMAX)

東北総合通信局  
無線通信部陸上課

# 固定系地域バンドを使用する無線局(地域WiMAX)の概要

## 広帯域移動無線アクセスシステム

### (1)全国バンド: 移動通信向け、全国単位、30MHz

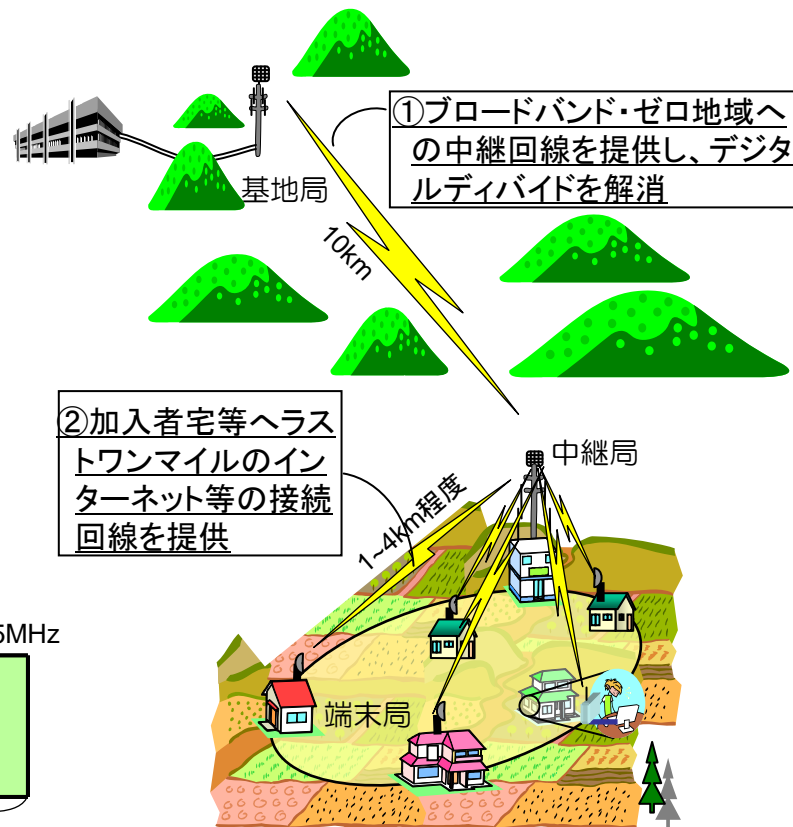
UQコミュニケーションズ株式会社と株式会社ウィルコムの開設計画を認定。

### (2)地域バンド: 固定通信向け、地域単位、10MHz

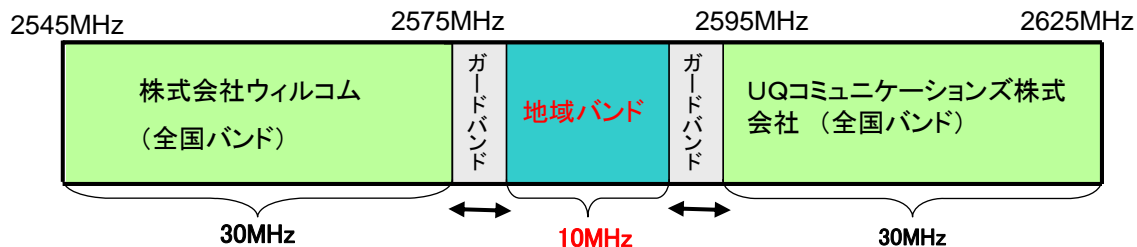
地域の特性、ニーズに応じたブロードバンドサービスを提供することによる**デジタル・ディバイドの解消**、**地域の公共サービスの向上**等当該地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的として、2.5GHzの周波数のうち10MHzを「固定系地域バンド」として使用。

固定系地域バンドは、当分の間WiMAX方式を対象としており、上記の目的で開設される無線局を「**地域WiMAX**」と呼称します。

地域WiMAXのサービスのイメージ(例)



## 2.5GHz帯の電波使用



干渉防止のため、合計10MHzのガードバンドを設ける。

# 地域WiMAXの免許方針

## 1 固定系地域バンドの目的

- 地域の特性、ニーズに応じたブロードバンドサービスを提供することによるデジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等当該地域の公共の福祉の増進に寄与すること

## 2 割当可能な周波数

- 2575～2595MHzの周波数のうちの10MHz

## 3 対象とする技術方式

- WiMAX方式（10MHzシステム又は5MHzシステム）

## 4 申請者の要件

- 電気通信事業者（ただし、全国バンドの認定事業者を除く）  
電気通信事業法第165条第2項で電気通信事業者とみなされた地方公共団体（営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体）を含む。

## 5 免許の単位

- 原則として、一の市町村（特別区を含む。以下同じ）の区域の全部又は一部  
ただし、一の都道府県の区域の全部を含む場合を除き、二以上の市町村（当該市町村が二以上の都道府県に属する場合を含む）にまたがることは可能。

## 6 申請の際の調整

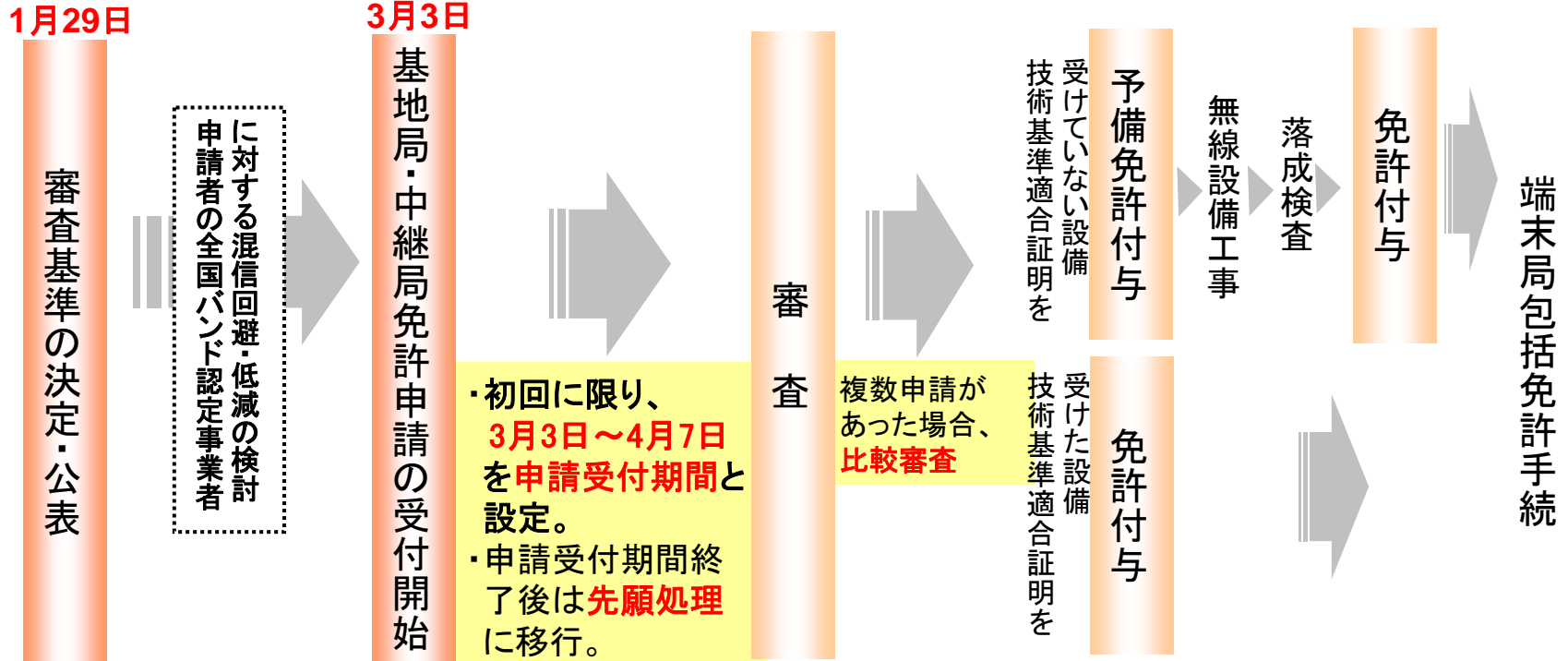
- 隣接する周波数を使用する全国バンドの認定事業者との間で、干渉の回避・低減の合意が必要
- 同じ周波数を使用する隣接地域の地域バンドの免許人との間で、干渉の回避・低減の合意が必要（公募期間の申請については任意）

## 7 比較審査

- 一定期間公募を行い、同一の区域で複数の申請があった場合等は比較審査。公募期間終了後は先願処理。
- 審査に当たっては関係地方公共団体（市区町村及び都道府県）の意見を参考にする

# 審査基準の決定・公表から免許までのスケジュール

- 1月29日に審査基準を決定・公表、3月3日から申請の受付を開始。



# 各種ワイヤレスブロードバンドシステムの概要

システム	無線LAN	5GHz帯 高出力無線LAN	広帯域移動無線 アクセスシステム (WiMAX)	準ミリ波帯FWA
伝送距離	数百m程度	300m～3km程度	1～10km程度	数百m～10km程度
伝送速度	10～50Mbps程度 <sup>(※)</sup>	50Mbps程度 <sup>(※)</sup>	上り：10Mbps程度 下り：20Mbps程度	150Mbps程度
主な利用 イメージ	アクセス系	アクセス系 拠点間通信	アクセス系 拠点間通信	拠点間通信
周波数帯	2.4GHz帯 5GHz帯	5GHz帯	2.5GHz帯	18GHz帯 22GHz帯 26GHz帯 38GHz帯
免許制度	免許不要又は登録	登録又は免許	免許	免許

※IEEE802.11n規格を使用した場合は、100Mbps以上